

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年 4 月26日
【会社名】	ピジョン株式会社
【英訳名】	PIGEON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北澤 恵政
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋久松町 4 番 4 号
【電話番号】	0 3 (3 6 6 1) 4 2 0 0 (大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営戦略本部長 松永 勉
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋久松町 4 番 4 号
【電話番号】	0 3 (3 6 6 1) 4 3 6 9
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営戦略本部長 松永 勉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、平成31年4月25日の当社第62期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成31年4月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき34円

配当総額4,071,866,588円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年4月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社の定款の一部を以下のとおり変更する。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 第12条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎年4月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1月31日</u>とする。 第5章 監査役および監査役会 第30条（監査役の任期） 1．および2．（条文省略） 3．会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4．（条文省略）	第3章 株主総会 第12条（招集） 当会社の定時株主総会は、毎年3月に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。 第13条（定時株主総会の基準日） 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。 第5章 監査役および監査役会 第30条（監査役の任期） 1．および2．（現行どおり） 3．会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。 4．（現行どおり）

現行定款	変更案
第 6 章 計算 第36条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 <u>2 月 1 日から翌年 1 月 31 日</u>までの 1 年とする。 第37条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>1 月 31 日</u>とする。 第38条（中間配当） 当会社は取締役会の決議により、毎年 <u>7 月 31 日</u>を基準日として、中間配当を行うことができる。 （新設） （新設） （新設） （新設）	第 6 章 計算 第36条（事業年度） 当会社の事業年度は、毎年 <u>1 月 1 日から12月31日</u>までの 1 年とする。 第37条（剰余金の配当の基準日） 当会社の期末配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u>とする。 第38条（中間配当） 当会社は取締役会の決議により、毎年 <u>6 月 30 日</u>を基準日として、中間配当を行うことができる。 附則 第 1 条 <u>第36条（事業年度）の規定にかかわらず、第63期事業年度は、2019年 2 月 1 日から2019年12月31日までの11カ月間とする。</u> 第 2 条 <u>第38条（中間配当）の規定にかかわらず、第63期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、2019年 7 月 31 日とする。</u> 第 3 条 <u>前二条および本条は、第63期事業年度の終了をもって、これを定款から削除する。</u>

第 3 号議案 監査役 4 名選任の件

監査役として、甘利和久、橋本伸行、大津広一および太子堂厚子の 4 氏を選任する。

第 4 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

補欠監査役として、大室幸子氏を選任する。

第 5 号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役大越昭夫氏に対し、当社「役員退職慰労金規程」に従い、170,428千円（特別功労金を含む）の退職慰労金を贈呈することとし、その贈呈の時期、方法等は取締役会に一任する。

第 6 号議案 取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役の退職慰労金制度を廃止することに伴い、取締役仲田洋一、山下茂、北澤憲政、赤松栄治、板倉正および倉知康典の 6 氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する功労に報いるため、当社「役員退職慰労金規程」に従い、仲田洋一氏に対し343,451千円（特別功労金を含む）、山下茂氏に対し126,598千円（特別功労金を含む）、北澤憲政氏に対し38,103千円、赤松栄治氏に対し43,494千円、板倉正氏に対し20,845千円および倉知康典氏に対し27,276千円の退職慰労金を打ち切り支給をすることとし、支給の時期は各氏の取締役の退任時とし、支給の方法等は取締役会に一任する。

第 7 号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を「年額800百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）」に改定し、また、当該取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとする。

第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

3事業年度を対象期間に取締役（社外取締役を除く。）の報酬として、600百万円を上限とする金員を拠出して信託を設定し、当該信託を通じて1事業年度あたり41,000ポイント（41,000株相当）を上限に、役位および業績目標の達成度に応じて当社株式等の交付等を行う業績連動型株式報酬制度を導入する。

なお、本年度から開始する当初の対象期間は、現在の中期経営計画の残存期間である2019年12月31日で終了する事業年度の1事業年度とし、当該期間において当社が拠出する金員の上限は200百万円とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	994,345	306	48	(注) 1	可決 99.78
第2号議案 定款一部変更の件	993,970	681	48	(注) 2	可決 99.74
第3号議案 監査役4名選任の件					
甘利和久	987,968	6,683	48	(注) 3	可決 99.14
橋本伸行	946,370	48,278	48		可決 94.96
大津広一	994,022	629	48		可決 99.75
太子堂厚子	914,711	79,939	48		可決 91.79
第4号議案 補欠監査役1名選任 の件	914,531	80,119	48	(注) 3	可決 91.77
第5号議案 退任取締役に対し退職 慰労金贈呈の件	883,359	111,281	48	(注) 1	可決 88.64
第6号議案 取締役の退職慰労金 制度廃止に伴う打ち 切り支給の件	888,946	105,702	48	(注) 1	可決 89.20
第7号議案 取締役の報酬額改定 の件	993,504	1,092	103	(注) 1	可決 99.69
第8号議案 取締役に対する業績 連動型株式報酬等の 額および内容決定の 件	988,615	6,036	48	(注) 1	可決 99.20

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。